

令和4年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の有効利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量・リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき本計画を定める。

第1 ゴミ等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 計画処理量

(1) ゴミ

(単位: t／年)

種別	計画処理量
家庭系ごみ（主として家庭から排出されるごみ）	408,990
事業系ごみ（主として事業活動に伴って排出されるごみ）	541,134
環境系ごみ（環境美化清掃により収集されるごみ）	5,153
総量	955,277

※ 事業者等自らによる処理量は除く。

(2) 犬・猫等の死体

(単位: t／年)

種別	計画処理量
家庭で飼っていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	48

4 処理主体

(1) ゴミ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）・ 環境施設組合	環境施設組合
事業系ごみ	市長が許可した業者・ 排出者自ら		
環境系ごみ	市（直営・委託）		

※ 排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者（以下「許可業者」という。）が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※ 事業者等自らによる処理を除く。

※ 環境施設組合とは、大阪広域環境施設組合を表す。以下同じ。

(2) 犬・猫等の死体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	市（直営）	市（委託）	市（委託）

※ 実験動物の死体等については、許可業者〔動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マットに限定〕が収集運搬し、民間処理施設において処理する。

5 ごみの減量計画

(1) 2Rを優先した取組の推進

ア 分かりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

(ア) 情報提供

- ・大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量等の取組の必要性、取組の成果等について、データに基づく分析等を活用した分かりやすい情報提供に努める。
- ・スマートフォン用ごみ分別アプリ等ICT技術を活用した効果的な情報提供に努める。
- ・ホームページや各種SNSを活用した情報提供の充実に努める。
- ・パンフレットやDVD、ごみ収集車両広報板等、各種広報媒体を活用し、情報提供に努める。

(イ) 環境教育

- ・大阪の特色を盛り込み、発達段階に応じた内容で学習できる副読本「おおさか環境科」を授業の中で活用する。また、区と連携して、地域の環境資源等を活用した環境学習、普及啓発等を進めるとともに、環境NGO/NPOや企業等と連携し、ごみ減量・3R、地球温暖化対策、生物多様性保全、都市環境保全等実践的な環境教育を進める。
- ・本市職員が実施する出前授業（体験学習）等、学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境保全についての意識啓発に努める。
- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことのできる地域における環境学習を推進するため、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催等、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。

(ウ) 普及啓発

A 市民への普及啓発

- (A) 区ごとにごみ減量目標を設定し、各区役所等の施設を利用した減量目標パネルの掲出や、イベント等における区民へのチラシ配布等、各区と連携して目標達成に向けた取組みを実施する。

- (B) 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、誰にでも分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組む。

- ・分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目の分け方・出し方等について、きめ細かな周知を行う。
- ・コミュニティ回収の実施について積極的な働きかけを行う。
- ・各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、ガレージセール開催地域の拡大を図り、市民のリユース行動を促進する。

- ・ごみゼロリーダーとしての役割の理解をさらに深めるため、研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行等によりスキルアップを図る。
 - ・環境事業センターと区役所のそれぞれが持つ地域の情報の共有化を図り、災害発生時のごみの処理についての周知等、各区の実情に応じたごみゼロリーダーの活動の場を設定する等、推進員活動の充実・拡大を通じて、地域に根ざしたきめ細かな周知・啓発を実施する。
- (C) 環境事業センターによる普及啓発の強化に取り組む。
- ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進する。
 - ・環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設置し、パネルやDVD等各種広報媒体を活用した啓発、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供等の啓発を行う。
 - ・分別排出に対する市民意識の向上と分別ルールの徹底を図るための啓発・指導等、地域や対象者の状況に即したごみ減量・3Rの働きかけ等を実施する。
- (D) ごみ減量施策について考え、実践につなげるための講演会や、リサイクル教室等を開催する。
- (E) 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、ホームページ上で開催する「ごみ減量フェスティバル on Web」や区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

B 事業者への普及啓発

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。
- ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量・3Rの効果的な取組方法について、普及啓発を実施する。
- ・製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルの取組と、環境に配慮した製品の生産・販売の促進等について、事業者団体等への働きかけを行う。
- ・ごみ減量施策について考え、実践につなげるためのセミナーを開催する。

イ 生ごみの減量（食品ロス削減）

- (ア) 家庭から排出される生ごみの減量（食品ロス削減）
- ・手つかず食品や食べ残しといつたいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、生ごみ排出時の水きりを徹底するため、生ごみの「3きり」（食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」）運動を推進する。
 - ・食品の賞味期限と消費期限について、正しい意味の理解を促すことにより、「食品ロス」の削減を推進する。
 - ・家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを記録する「食品ロスダイアリー」に取り組む等“もったいない”意識の醸成を図るとともに、各種取組成果等を踏まえ、実践行動につなげるためのアクションプログラムの作成等、より効果的な普及啓発を実施する。
 - ・市民意識の高揚を図るため、区民まつりやガレージセール等のイベント、小学校の体験学習等で「食品ロス」の削減に取り組む。

- ・買い物から調理、後片付けまでの一連の流れの中で、計画的な食材購入や、保管・調理方法の工夫等を実践する“食材を無駄にせず、ごみができるだけ出さない”取組を、地域や食育等関連団体とも連携しながら広める。
 - ・家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉施設等に無償で譲渡する「フードドライブ」活動が、市民にとって身近なものとなるよう、実施場所、実施事業者の拡大を図る等、フードドライブの取組を推進する。
- (イ) 事業所から排出される生ごみの減量（食品ロス削減）
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、民間施設での資源化等、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進める。なお、魚あらについては、これまでの大坂府魚腸骨処理対策協議会を通じた資源化方法による。
 - ・食品関連事業者等の業界団体等に対し、食品ロスの削減等生ごみの発生抑制に向けた働きかけや支援を行う。
 - ・特定建築物における食品関連事業者や、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査において生ごみの組成割合が多い業種等、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図る。
 - ・外食における食べ残しを削減し、飲食店等における食品ロス削減を図るため、「大阪市食べ残しぜロ推進店舗登録制度（食べ残しあかんでOSAKA）」の情報を発信し、食べきりを促進する。
 - ・食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードを飲食店や宿泊施設、観光案内所等へ配架し、食品ロス削減を呼びかける。
 - ・飲食店等と消費者（市民等）をマッチングする「フードシェアリングサービス」を活用し、飲食店等から発生する食品ロスの削減を図る。
 - ・飲食店等での食べ残し削減のため、市民等に対しドギーバッグ（持ち帰り用容器）等の活用について、普及啓発を実施する。
 - ・会食や宴会の時に発生する食べ残しを減らすため、最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10（さんまるいちまる）運動」の普及啓発を実施する。
 - ・大阪市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、温室効果ガスの排出抑制やエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を図る観点からバイオマスとしての利活用、その他リサイクルの促進に向けた調査・研究を進める。

ウ 市民・事業者・行政による取組の推進

(ア) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を推進する等、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの削減に取り組む。
- ・持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホームページ上で検索・表示できる「マイボトルスポットMAP」の活用等、事業者と連携したマイボトル持参運動を推進する。

- ・大阪市廃棄物減量等推進審議会並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された特定非営利活動法人「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々なNPOと連携しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量・3Rの取組を促進する。
- ・ごみゼロリーダーと連携したガレージセールの開催や、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進する。（再掲）
- ・資源を社会全体で有効活用し、環境負荷の低減を図るため、レンタル品や中古品の利用について普及啓発する。
- ・使用済小型家電の再資源化を促進できるよう、拠点回収の対象品目以外の回収等、利便性を高めるため国の認定事業者と連携して、広く市民に普及啓発する。

(イ) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する確認及び指導等を行う。

(ウ) 大阪市役所における3Rの推進

大阪市役所は行政活動を行う事業者でもあることから、「大阪市府内環境管理計画」等に基づき、府内において環境に配慮した取組を推進する。また、大阪市環境基本計画推進連絡会ごみ減量推進分科会において本市各所属の取組状況を検証するとともに、「市役所内事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量・3Rの取組を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組む。

(2) 分別・リサイクルの推進

ア 家庭系ごみ対策

(ア) リサイクルの促進

A 資源の有効利用を促進し、ごみの減量を図るため、市民が自主的に活動するコミュニティ回収や資源集団回収活動を支援し、資源集団回収活動に功績のあった団体に対しては表彰を実施するとともに、環境事業センターとごみゼロリーダーが連携して、新規活動団体の立ち上げを促進する。

また、コミュニティ回収については、収集を担う事業者に対する支援を行い、制度の安定化および事業の拡大を図り、行政による収集からコミュニティ回収への移行の早期実現をめざす。

B 拠点回収について、一層のリサイクルを推進するため、民間施設等市民のより身近な場所で実施できるよう回収拠点を拡充する。また、使用済小型家電については、国の認定事業者と協定を締結し、宅配便による自宅回収も選択できるよう、市民の利便性の向上を図り、ホームページやチラシ等への掲載等を通じて普及啓発を行う。

C 使用済小型家電の再資源化にあたり、障がい者福祉施設との連携を行い、障がい者の就労に必要な能力の向上を図る。

D 家庭で使用済みとなったパソコンコンピュータについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう市民に普及啓発を行うとともに、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、拠点回収や、宅配便による自宅回収により、リサイクルを推進するよう市民に普及啓発を行う。

E 「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）」に取り組み、事業連携協定を締結した事業者とともに、プラスチック資源循環をより一層推進する。

(イ) 分別排出の徹底

A ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センターによる普及啓発の強化等により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出を促進する。

B 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行う。

C 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図る。また、許可業者に対してもアパート・マンションの分別収集を確実に行うよう要請するとともに指導徹底を図る。

D 大阪市の収集のために排出された、又は、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反行為者に対しては指導等を経たうえで過料を科す等、持ち去り行為の根絶に向け、厳正に取り組む。

イ 事業系ごみ対策

(ア) 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- ・市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習の開催等を行う。
- ・廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続又は一定回数贈呈した特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施する。

(イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- ・排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正ルートでの処理を求める。
- ・環境施設組合が処理施設で実施する搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
- ・排出事業者に対して、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等を実施し、個別に適正処理方法の啓発指導と確認を行う。
- ・特区民泊事業所及び住宅宿泊事業所の廃棄物排出状況確認を行う。

(ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- ・事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。
- ・資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺等）であり、機密書類についても含むものとする。

- ・資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとする。
 - ・環境施設組合が焼却工場で実施する搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発指導と確認を行う。
- (イ) リサイクルルートへの誘導
- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。(再掲)
 - ・事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を周知し、少量排出事業者におけるリサイクルの促進を図る。

(3) 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

ア 環境に配慮した適正処理の推進

- ・使い捨てプラスチックの削減やプラスチック資源循環のより一層の推進等「プラスチック削減目標」の達成に向け3Rに積極的に取り組むことにより、焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量を削減する。
- ・ごみ収集車両に次世代自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・ごみの焼却処理事業においては、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努める。

イ ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備

- ・家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、環境事業センターの配置を適正化（統廃合）する等、「経費の削減」、「市民サービスの質的向上」を柱に取組を進める。
- ・ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持のため、環境施設組合との緊密な連携に努める。
- ・大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロールセンターとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を、環境施設組合と連携して整備していく。
- ・継続的で円滑な廃棄物処理事業を担保するため、組織の持続性を考慮しながら、家庭系ごみの収集輸送事業の経営形態について、ごみの収集輸送事業と焼却処理事業との一体的な運営手法も含め、長期的な視野にたって検討する。

ウ 3Rや適正処理の推進に係る検討

- ・「持続可能な循環型社会」の実現に向け、容器包装リサイクル制度について、「拡大生産者責任」を踏まえ、市町村の役割の見直し等、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行う。
- ・令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、

使い捨てプラスチックの使用削減やプラスチックごみの再資源化など、プラスチック資源循環の促進に取り組むため、具体的な手法について調査・検討を行う。

- ・事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化が図られるよう、再生利用業の指定制度等の活用について検討する。
- ・各種ごみ減量施策等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施する。
- ・今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等、経済的手法を用いた減量施策の導入について検討する。

エ 国際協力の推進

- ・国連環境計画 国際環境技術センター（ＵＮＥＰ－ＩＥＴＣ）と連携し、プラスチック資源循環等環境分野における大阪市の取組を世界に発信する。
- ・アジア諸都市等の3Rと適正処理を支援するため、都市間協力を推進する。

6 収集運搬計画

(1) 収集量等

ア ごみ

(単位：t／年)

種別	収集主体	収集回数	収集方法	収集量	搬入先	
家庭系ごみ	普通ごみ 注1	市(直営又は委託) 注2	週2回	原則各戸収集 注3	321,550 (2,890)	環境施設組合の焼却工場
	資源ごみ		週1回		25,222	市の中継地
	容器包装 プラスチック		週1回		21,292	市の中継施設
	古紙・衣類	市(委託)	週1回		20,908	民間資源化施設
	粗大ごみ		申込の都度		19,678	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
	蛍光灯管	市(直営)	申込の都度	原則訪問回収 注3	64	民間資源化施設
	乾電池・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・インクカートリッジ・マタニティウェア等・使用済小型家電・絵本 注4		随時			
小計 (A)				276	240,990	民間資源化施設

事業系ごみ	業者ごみ	許可業者	許可業者との契約に基づく	許可業者との契約に基づく	527,818	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
	資源ごみ 注6				1,394	環境施設組合の焼却工場内のコンテナ又は市の中継地
	容器包装 プラスチック 注6				61	環境施設組合の焼却工場内のコンテナ又は市の中継施設
	持込ごみ 注7		排出者	申込の都度	11,861	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
小計 (B)					541,134	
環境系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託又は直営)	一定の計画に基づき実施	—	1,692	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
	不法投棄ごみ 注8	市(直営)	必要に応じて実施		3,306	
	河川清掃ごみ	市(委託)	一定の計画に基づき実施		155	
小計 (C)					5,153	
計 〔総収集量 (A+B+C) 〕					955,277	

注1：街頭ごみ容器ごみを含む。（）は、真空式ごみ収集によるごみ量で内数。

注2：北区・都島区においては、民間委託により実施する。

また、西区・港区・大正区においては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集を、淀川区・東淀川区・福島区・此花区・西淀川区・住之江区・住吉区・阿倍野区・西成区・平野区においては、資源ごみ、容器包装プラスチックを民間委託により実施する。

注3：集合住宅等で保管施設を有する施設の収集や、収集車両が通行できない道路である等の状況により、上記以外の収集方法とすることがある。

注4：マタニティウェア等については、電話等の申し込みによる訪問回収も実施している。

注5：使用済小型家電については、宅配便による自宅回収も実施している。

注6：許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

注7：臨時ごみを含む。

注8：市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

イ 犬・猫等の死体

(単位: t／年)

種別	収集主体	回数	収集量	搬入先
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	市(直営)	申込み又は通報の都度	48	民間処理施設

(2) 市が計画収集するごみ及び排出方法等

ア ごみを出すときは、次によること。

- (ア) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき排出すること。
- (イ) 収集日当日、お住いの地域ごとに目安となるごみ収集時間帯（概ね2時間程度の幅）前までに排出すること。
- (ウ) ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用すること。
- (エ) ごみ袋は、片手で持ち上げられる程度の重さにして、口をしっかりと閉じること。

イ 普通ごみ

台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもので、分別収集対象品目以外のごみとする。

〔排出するときの注意〕

- (ア) 台所ごみは水分をよく切ること。
- (イ) 食用油は、紙又は布類にしみ込ませるか、固めてから排出すること。
- (ウ) 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃等は、厚紙等に包んでから袋に入れ、袋に「キケン」と表示して排出すること。
- (エ) マッチ・花火・ライター等は、使いきり、火の気のあるものは完全に消してから排出すること。
- (オ) 紙おむつ等は、汚物を取り除き、臭気が漏れないようにポリ袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出すること。
- (カ) 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・使用済小型家電は、できる限り拠点回収に排出すること。
- (キ) 引越しに伴うごみや大掃除等で一時的に多量に出るごみは、「粗大ごみ」として排出すること。

ウ 分別収集対象品目

(ア) 資源ごみ

〔対象品目〕

A 空き缶

飲料水・食料品・日用品等の金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入った缶を除く。

B 空きびん

飲料水・食料品・日用品等のガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入ったびんを除く。

C ペットボトル

しょうゆ・飲料用・酒類等のペットボトルでラベル等の部分にの表示があるものの。

D 金属製の生活用品

なべ・灰皿・アルミ箔等の金属製の生活用品で直径又は最大の辺が30cm以下の大きさのもの。棒状のものは1m以下のもの。ただし、ホーロー製品・包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの・鉄線や銅線等線状のもの・家電製品は除く。

〔排出するときの注意〕

A 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてから排出する

こと。

- B 空きびん・ペットボトルについているキャップは、外して排出すること。外したキャップは、プラスチック製のものは容器包装プラスチックに、金属製のものは資源ごみに排出すること。
- C ペットボトルのラベルは、外して排出すること。外したラベルは、容器包装プラスチックに排出すること。
- D 空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶして排出すること。
- E スプレー缶・カセットボンベ類は、必ず使いきり、穴をあけずに、他の対象品目とは別の袋に入れて排出すること。
- F 対象品目は、まとめて一つのごみ袋に入れて排出すること。（スプレー缶・カセットボンベ類は別の袋に入れて排出すること。）
- G 対象品目以外のものを混入させないこと。

(イ) 容器包装プラスチック

[対象品目]

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、その商品を取り出したり使ったりして中身の商品と分離した後、不要となるもの。ただし、ペットボトルを除く。なお、容器包装プラスチックにはマークが表示されている。

[対象品目の例]

ボトル・カップ・パック類、袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類、チューブ類等のプラスチック製の容器や包装。

[排出するときの注意]

- A 中身を使いきって、汚れのついたものはさっと水洗いしてから排出すること。
- B 中身や汚れが取れないものは、「普通ごみ」に排出すること。
- C ボトル類やチューブ類のキャップやふたは、外してから一緒に排出すること。
- D 容器包装プラスチックに貼ってある紙製のラベルやシールは、簡単に取れるものは取ってから排出すること。簡単に取れないものはそのまま排出すること。
- E 対象品目以外のものを混入させないこと。
- F 飲料パックのストローや、弁当のスプーン、洗剤の計量スプーン等、商品の付属品であるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。
- G ボールペンや、歯ブラシ、洗面器等、商品そのものであるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。

(ウ) 古紙・衣類

[対象品目及び排出方法]

A 新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、ひもで束ねて排出すること。又は、新聞販売店で配布されている透明もしくは半透明の新聞回収袋で排出すること。

B 段ボール

粘着テープ・カーボン紙（宅配伝票等）をはがし、折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて排出すること。簡単に取れない金属製の留め具はそのまま排出すること。ただし、アルミコーティングやワックス加工された段ボールは除く。

C 紙パック

マークのあるものを、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。ただし、内側がアルミコーティングされた紙パックは除く。

D 雑誌

週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・教科書・パンフレット・辞典等で、付録やビニール製・布製の表紙等紙以外の部分を取り除き、片手で持ち上げられる程度の量までを、ひもで束ねて排出すること。雑誌をとじている留め具はそのまま排出すること。

E その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・ダイレクトメール・コピー用紙・メモ用紙・封筒・はがき等を、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。シュレッダーした紙は別のごみ袋に入れて排出すること。ただし、製紙原料として再生できない次の対象外のものは除く。

【対象外のもの】

- (A) 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- (B) 紙おむつ
- (C) ティッシュペーパー等の衛生紙
- (D) 防水加工された紙
- (E) においのついた紙（洗剤や線香の紙箱、石鹼の包装紙等）
- (F) 圧着はがき
- (G) 写真、写真プリント用紙
- (H) カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配伝票等）
- (I) 感熱紙（ファックス用紙、レシート等）
- (J) 銀紙
- (K) 撥染紙（アイロンプリント紙等）
- (L) 感熱発泡紙（点字等に使用する加熱すると盛り上がる紙）

F 衣類

ジャケット・シャツ・ズボン・セーター・スカート・ジーンズ・コート等を、洗濯し、乾かしてから袋に入れ、雨等で衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。ただし、次の衣類を除く。

【対象外のもの】

- (A) 作業服
- (B) 革製衣類
- (C) ビニール製のもの
- (D) ダウンジャケット
- (E) 綿（わた）入りのもの
- (F) 衣類以外のもの（タオル・シーツ・カーテン等）

〔排出するときの注意〕

- A 対象品目以外のものを混入させないこと。
- B 引越しに伴うごみや大掃除等で一時的に多量に出る古紙・衣類は、「粗大ごみ」では収集しないことから、再生資源事業者に収集を依頼すること。
- C 対象外のものは「普通ごみ」に排出すること。また、汚れたものについては、品目に関わらず対象外のため「普通ごみ」に排出すること。

(エ) 粗大ごみ

家庭の日常生活から排出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの、また、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

[排出方法]

- A 排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター（以下「受付センター」という。）等にインターネットや電話等で申し込み、品目ごとに必要な粗大ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。
- B 受付センターで確認した粗大ごみ処理手数料の粗大ごみ処理手数料券（以下「手数料券」という。）を取扱店で購入すること。
- C 手数料券（シールになっている）に受付番号又は氏名を記入し、1品目ごとによく見えるところに貼り付けること。
- D 受付センターが指定した収集日の午前8時30分までに、指定した場所に排出すること。
- E 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控（領収書）」を保管すること。

[排出するときの注意]

- A 寝具類等は、かさばらないようにひも等でくくって排出すること。
- B 石油ストーブは、灯油と電池を抜き取ってから排出すること。
- C 受付センターから指示がある品目は、あらかじめ解体してから排出すること。
- D パーソナルコンピュータについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すこと。

【対象外のもの】

- (A) 事業活動に伴って排出される粗大ごみ
 - (B) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の法対象品目
 - (オ) 蛍光灯管
 - 家庭から排出される蛍光灯管（水銀使用廃製品）。
 - （拠点回収による収集も実施している）
- #### 【対象外のもの】
- 電球・グロー球・LEDは、水銀が封入されていないため「普通ごみ」に排出すること。
- #### [排出方法]
- A 破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか新聞紙等で包み、蛍光灯管だけを中身の見えるごみ袋に入れて排出すること。
 - B 蛍光灯管が割れてしまっている場合は、厚紙等に包んで「キケン」と表示してから訪問回収に申し込むこと。

エ 拠点回収により市が収集するもの

次のものを回収する拠点を公共施設等に設置し、回収を行う。

- (ア) 乾電池
 - アルカリ・マンガンの筒型乾電池とする。ボタン電池・充電式電池は除く。
- (イ) 蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計
 - 直管蛍光灯管・環型蛍光灯管・ボール型蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計とする。電球・グロー球・LED電球・デジタル体温計・デジタル血圧計・デジタル温度計は除く。破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等に包んで排出する。
- (ウ) インクカートリッジ
 - 家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジとする。
- (エ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服
 - 洗濯をして乾かしたものとする。汚れによりリユースに向かないものは除く。

(オ) 使用済小型家電

回収ボックスの投入口（15 cm×30 cm）に入る使用済小型家電で次の品目のものとする。
携帯電話端末・パソコン（タブレット型端末含む）・電話機、ファクシミリ・ラジオ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器・ポータブル音楽プレーヤー・ICレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器・各種メモリ（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）・電子書籍端末・電子辞書・電卓・電子血圧計・電子体温計・ヘアドライヤー・電子かみそり等理容用機器・懐中電灯・時計・ゲーム機・携帯ゲーム機・カーナビ・カーオーディオ等車載機器・これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）

(カ) 絵本

概ね幼児期から小学校入学程度までの児童向けの絵本とする。音や光の出る絵本・シール絵本・仕掛け絵本・漫画・図鑑・破れや落書き等がある絵本・個人情報等の記載がある絵本は除く。

オ 真空式ごみ収集設備により収集運搬するもの

所定の方法による

(3) 事業系ごみの収集運搬

法第7条の規定により市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。なお、許可業者収集に排出するごみ袋については、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。なお、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収集運搬することがある。

(4) ごみの排出者自らによる処理施設への搬入

ア 搬入方法

ごみの排出者自ら環境施設組合の処理施設にごみを持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当する環境施設組合の処理施設に持ち込みの予約を行ったうえで、「廃棄物自己搬入事務取扱要項」及び「環境施設組合処理施設の受入基準」の定めに従って搬入を行う。なお、破碎対象物については、環境施設組合舞洲工場破碎設備に搬入を行う。

[搬入するときの注意]

- (ア) 持ち込みは1日1回1台（4トン車までに限る。）とし、ダンプ車以外の車両で持ち込む場合は、2人以上で持ち込むこと。また、ごみの飛散・落下防止のため、シートをかける等して持ち込むこと。
- (イ) 此花区及び福島区以外の区から環境施設組合舞洲工場破碎設備へ搬入する際は、阪神高速道路湾岸線の通行に協力すること。
- (ウ) 環境施設組合舞洲工場破碎設備へ持ち込む場合は、可燃性ごみと不燃性ごみは分別して、別々の日に持ち込むこと。（混載して一度に持ち込むことはできない。）

イ ごみの発生区ごとの搬入処理施設及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	環境施設組合 処理施設名称	受入時間
焼却対象物	中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	9時～11時 13時～15時
	北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区	西淀工場	
	(他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区	平野工場	
	都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	
破碎対象物	全ての区	舞洲工場破碎設備	

(5) 環境美化清掃

ア 道路清掃

(ア) 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週2回	4 km
主要幹線道路	週1回	92 km
	1回／2週	472 km
	月1回	54 km
合計		622 km
分離帯側	年6回	622 kmのうち 453km

(イ) 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年12回	421,921 m ²
分離帯	年12回	204,872 m ²
合計		626,793 m ²

- (ウ) 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。
- (エ) 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、隨時清掃を実施し、収集する。
- (オ) 市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置し、市（直営）がこれらを適切に維持管理し、中に捨てられたごみを収集する。

イ 不法投棄ごみの収集

市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみを収集する。

ウ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導する。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組む。

さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。

エ 河川の水面清掃

市管理河川等を対象に、市（委託）により水面に浮遊するごみを収集する。

(6) 犬・猫等の死体の収集

家庭で飼われていたペットの死体については市民からの電話申し込みの都度、また、道路上のへい死動物については通報の都度、それぞれ市（直営）が収集する。なお、実験動物の死体等については、許可業者が収集する。

7 処理処分計画

(1) 焼却処理

3Rを推進したうえで、なお排出されるごみは、環境施設組合において、可燃性ごみは全量焼却し、粗大ごみは破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理する。

資源ごみ及び容器包装プラスチックについては、市（委託）が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、民間施設において市（委託）が焼却処理する。

(2) 資源化

ア 破碎設備

粗大ごみは、環境施設組合が破碎処理後、金属を回収し資源化を行う。

イ 資源ごみ中継地

資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された資源ごみを、市（委託）により民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行

う。

ウ 容器包装プラスチック中継施設

容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチック及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された容器包装プラスチックを、市（委託）により民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。

エ 民間資源化施設

(ア) 古紙・衣類

古紙・衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。なお、北区・都島区・西区・港区・大正区については、委託業者自らが収集し資源化を行う。

(イ) 投点回収

- A 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計及びリユースに向かないマタニティウェア等・絵本については、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。
- B インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引き渡すことにより資源化を行う。
- C 使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく国の認定事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

(3) 中間処理の内訳及び処理量

ア ごみ

(ア) 焼却工場（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	直接搬入量	破碎設備・中継地・中継施設からの搬入量	計
家庭系ごみ	337,466	9,527	346,993
事業系ごみ	533,055	6,655	539,710
環境系ごみ	5,068	85	5,153
計	875,589	16,267	891,856

※ 八尾市等のごみは除く。

(イ) 破碎設備（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	金属回収量	焼却量
家庭系ごみ			
事業系ごみ	10,471	2,067	8,404
環境系ごみ			

(ウ) 民間資源化施設（資源化）

(単位：t／年)

種別	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ			
事業系ごみ	69,217	61,354	7,863

※ 資源化量の内訳（資源ごみ 22,105 t／年、容器包装プラスチック 18,001 t／年、古紙 18,325 t／年、衣類 2,583 t／年、乾電池・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計 112 t／年、蛍光灯管 64 t／年、インクカートリッジ 5 t／年、マタニティウェア等 24 t／年、使用済小型家電 135 t／年）

イ 犬・猫等の死体

民間処理施設（焼却処理）

(単位：t／年)

種別	搬入量
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	48

(4) 最終処分計画

ア 最終処分

焼却灰は、環境施設組合が北港処分地又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行う。

イ 埋立処分総量

(単位：t／年)

種別	埋立量
ごみ埋立処分総量（焼却残滓量）	162,700
内 北港処分地（夢洲1区）埋立量	87,100
訳 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	75,600

※上記のごみ埋立処分総量には、八尾市等のごみを含む。

ウ 北港処分地の延命化

焼却灰の一部について大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行う等、環境施設組合と連携して北港処分地の延命化を図る。

エ 新たな最終処分場の確保

北港処分地以降の最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進が図れるよう関係先との調整等取組を進める。

(5) 施設一覧

ア 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

イ 焼却工場（環境施設組合が所管）

名称 所在地	規模	処理 能力	竣工年度	余熱利用
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 ×2基	600 t/日	平成元	発電 (12,000kW) : 近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600 t/日	平成 6	発電 (14,500kW) : エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600 t/日	平成 6	発電 (12,800kW) : 八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900 t/日	平成 13	発電 (32,000kW) : 舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900 t/日	平成 14	発電 (27,400kW) : 近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400 t/日	平成 21	発電 (10,000kW)

※ 上記施設のほかに住之江工場が更新のため休止中。

ウ 破碎設備（環境施設組合が所管）

名称	規模	竣工年度	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成 13	舞洲工場内に設置

工 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
鶴見中継地	平成 6	鶴見区焼野 2-11-5 環境施設組合鶴見工場敷地内
西北方面中継地	平成 6	西淀川区大和田 2-5-68 環境施設組合西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成 6	大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成 6	平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成 13	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

才 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工年度	所在地
舞洲中継施設	平成 13	此花区北港白津 1-2-48 環境施設組合舞洲工場敷地内
西淀中継施設	平成 15	西淀川区大和田 2-5-68 環境施設組合西淀工場敷地内
鶴見中継施設	平成 15	鶴見区焼野 2-11-5 環境施設組合鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成 17	平野区瓜破南 1-3-14 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成 22	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

力 真空式ごみ中継施設

名称	導入年月	所在地
南港管路輸送センター	昭和 52 年 11 月	住之江区南港中 6-2-28 南港ポートタウン

※ 空気輸送方式は H31.3 末に廃止、真空式ごみ収集の中継施設として使用。

キ 最終処分場

(ア) 埋立処分場

名称	規模	埋立開始年月	位置	埋立期限
北港処分地 (夢洲 1 区)	(埋立面積) 641,000 m ² (埋立容量) 11,690,000 m ³	昭和 60 年 6 月	此花区夢洲東 1 丁目地先	令和 7 年 11 月
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	(埋立面積) 950,000 m ² (埋立容量) 14,000,000 m ³	平成 21 年 10 月	此花区北港緑地地先	令和 15 年 3 月

※ 北港処分地（夢洲 1 区）の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

※ 大阪沖埋立処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表す。

(イ) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島 2-10-100

8 まちの美化推進・路上喫煙対策等

(1) まちの美化推進

ア 「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止等を禁止するとともに、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回収容器の設置とその適正管理を義務付け、国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを推進する。

イ ターミナルや繁華街等で指定している「ノーゴミモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を行う。

ウ 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等を行うことにより、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者に清掃活動への協力を呼びかける。

エ 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者に清掃活動への協力を呼びかける。

(2) 路上喫煙対策

ア 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」に基づき、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区・京橋地域、中央区戎橋筋・心斎橋筋、北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域、中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者から過料（1,000円）を徴収するとともに、指定拡大については、区と連係して取り組む。

イ 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラル向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図る。

(3) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」対策について、平成26年3月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進する。

(4) はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための取組を実施する。

9 適正処理対策

(1) 排出禁止物

ア 排出禁止物の指定

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第18条第1項に定める一般廃棄物を「排出禁止物」として指定する。

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬等
危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（P C B）使用部品、感染性廃棄物等
その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物	<p>《重量物》 自動車、オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ等 《動物の死体》 犬、猫及び実験動物等 《その他》 廃ゴムタイヤ等（自動車用のものに限る）</p> <p>【前処理が必要な物】</p> <p>《大型物》 長さがおおむね2m、厚さがおおむね90cmを超えるもの 《長尺物》 長さがおおむね2mを超えるもの 《液体物》 食用油、塗料 《粉体物》 おが屑、セメント、土砂、がれき 《銳利物》 ガラス片、竹串、カミソリ 《その他》 ・カセットコンロのボンベ、スプレー缶 ・マッチ、花火、ライター ・石油ストーブ等の発火する恐れのある物</p>

イ 排出禁止物の処理

排出禁止物の処理については、次のとおり適正な処理を行うよう指導する。

区分	処理方法
有害性のある物	
危険性のある物	排出者が、メーカーや販売店等に引き取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	排出者が、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
特別管理一般廃棄物	<p>感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任の観点から、排出者が特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる処理業者に委託し処理を行う。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（P C B）を使用する部品の処理は、事業者責任で行う。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設※から生じるばいじんの処理は、環境施設組合が行う。</p>
その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は、当該処理施設の機能に支障が生ずる物	<p>《重量物》 その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。</p> <p>《動物の死体》 犬、猫等のペットに限り有料制度を利用する。実験動物については排出者自ら処理する。</p> <p>《その他》 廃タイヤ取り扱い協力指定店に引き取ってもらう。</p> <p>【前処理が必要な物】</p> <p>《大型物》 長さ2m、厚さ90cm以下に切断する。</p> <p>《長尺物》 長さ2m以下に切断する。</p> <p>《液体物》 固形化又は紙、布等に吸着させる。</p> <p>《粉体物》 丈夫な袋、容器等に密閉する。</p> <p>《锐利物》 厚紙等に包むか、丈夫な容器に入れ、内容物及び危険と表示する。</p> <p>《カセットコンロのボンベ、スプレー缶》 穴をあけずに、必ず使いきる。</p> <p>《マッチ、花火、ライター》 使いきり、火気のあるものは完全に消す。</p>

	《石油ストーブ等の発火する恐れのある物》 燃料、電池を取り除く。
--	-------------------------------------

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設とは環境施設組合の焼却工場。

(2) 医療系廃棄物

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れて治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行うことにより、医療機関による自主回収へ誘導する。

(3) 適正処理困難物

法第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

(4) 市域外ごみ及び産業廃棄物対策

大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、環境施設組合の処理施設における搬入物検査に基づく収集業者への指導や排出源調査を実施することにより、適正搬入対策を継続する。

(5) 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、それに係る費用を排出者が負担することが定められていることから、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外する。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

(6) 水銀含有廃棄物

「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回収を行っている乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計・水銀温度計については、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設における水銀の適正処理及び再資源化を推進する。

(7) フロン含有廃棄物

冷媒としてフロンを使用・含有している家電製品（除湿機、冷風機、冷水機、製氷機、ウォーターサーバー等の一部）や一般家庭で使用されていた「業務用エアコン」「業務用冷凍冷蔵機器」については、大阪市では収集を行わず、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき適正処理を推進する。

第2 し尿等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 し尿等の排出状況

※し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：キロリットル／年)

種別	排出量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	100
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	2,200
浄化槽等汚泥	6,000
計	8,300

※ 多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

※ 浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽(ビルピット) 清掃汚泥及びディスポーザ汚泥を含む。

4 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	市（委託）	
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	市長が許可した業者 (以下「許可業者」という。)	市（直営）
浄化槽等汚泥		

5 処理計画

(1) 収集運搬

(単位：キロリットル／年)

種別	計画量	収集運搬方法及び回数
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	100	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	2,200	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。
浄化槽等汚泥	6,000	
収集総量	8,300	

(2) 最終処理

ア 方法

流注場に搬入されたし尿等は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

イ 搬入処理総量 (単位：キロリットル／年)

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	2,300
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	
浄化槽等汚泥	6,000
計	8,300

ウ 処理施設の概要 (単位：キロリットル／日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜1丁目1番1号 中浜下水処理場内 (439 m ²)	80